

草津市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 23 号

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和 45 年草津市条例第 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 17 条 《現行どおり》 （公示送達） 第 18 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達 は、<u>公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項を いう。以下この条において同じ。）を地方税法施 行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施 行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する 方法により不特定多数の者が閲覧することができ る状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記 載された書面を</u>草津市公告式条例（昭和 29 年草 津市条例第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する揭示場 に<u>揭示し、または公示事項を草津市の事務所に設 置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧 をすることができる状態に置く措置をとることによ つてするものとする。</u> 第 18 条の 2 《現行どおり》 （納税証明事項） 第 18 条の 3 <u>施行規則</u>第 1 条の 9 第 2 号に規定す る事項は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 1 85 号）第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自 動車または 2 輪の小型自動車について天災その他 やむを得ない理由により、種別割を滞納している 場合においてその旨とする。 第 18 条の 4～第 34 条 《現行どおり》 （所得控除） 第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条 の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する 場合には、同条第 1 項および第 3 項から第 11 項 までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社 会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、 生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控 除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控	第 1 条～第 17 条 《省略》 （公示送達） 第 18 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達 は、草津市公告式条例（昭和 29 年草津市条例第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する<u>揭示場に揭示して 行なうものとする。</u> 第 18 条の 2 《省略》 （納税証明事項） 第 18 条の 3 <u>地方税法施行規則（昭和 29 年総理 府令第 23 号。以下「施行規則」という。）</u>第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法 （昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条第 1 項に 規定する検査対象軽自動車または 2 輪の小型自動 車について天災その他やむを得ない理由により、 種別割を滞納している場合においてその旨とす る。 第 18 条の 4～第 34 条 《省略》 （所得控除） 第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条 の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する 場合には、同条第 1 項および第 3 項から第 11 項 までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社 会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、 生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控 除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控

改正後	改正前
除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額または特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2, 500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項および第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。 第34条の3～第36条 《現行どおり》 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控除額もしくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号および第36条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第34条の8第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人および同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。))お</u>	除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>または扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2, 500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項および第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。 第34条の3～第36条 《省略》 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)<u>もしくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除</u>またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第34条の8第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人および同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。))および第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。))および第24条第2項に規定する者

改正後	改正前
よび第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）および第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～10 《現行どおり》 第36条の3 《現行どおり》 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の3の2 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 扶養親族または特定親族の氏名 (4) 《現行どおり》 2～6 《現行どおり》 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）または扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>もしくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げ	（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～10 《省略》 第36条の3 《省略》 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の3の2 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 扶養親族の氏名 (4) 《省略》 2～6 《省略》 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）または扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

改正後	改正前
る事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 扶養親族または<u>特定親族</u>の氏名 (4) 《現行どおり》 2～5 《現行どおり》 第36条の4～第155条 《現行どおり》 付 則 第1条～第13条の2 《現行どおり》 (加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例) <u>第13条の2の2</u> 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める方法により換算した紙巻きたばこ（第92条第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項および次項において同じ。）の本数によるものとする。 (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部または一部としたものを施行規則付則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則付則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻きたばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法 (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻きたばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量	(1)～(2) 《省略》 (3) 扶養親族の氏名 (4) 《省略》 2～5 《省略》 第36条の4～第155条 《省略》 付 則 第1条～第13条の2 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
が 4 グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもつて紙巻たばこ 20 本に換算する方法 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるものおよび同項第 2 号ただし書きの規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻きたばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻きたばこの本数に換算する方法により行うものとする。 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書きの規定は、適用しない。 (1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの (2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの 第 13 条の 3 ～第 29 条 《現行どおり》	第 13 条の 3 ～第 29 条 《省略》

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる規定に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 34 条の 2、第 36 条の 2 第 1 項ただし書、第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号および第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定ならびに付則第 3 条の規定 令和 8 年 1 月 1 日
 - (2) 付則第 13 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定および付則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日
 - (3) 第 18 条および第 18 条の 3 の改正規定ならびに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日
- (公示送達に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の草津市税条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 34 条の 2 および第 36 条の 2 第 1 項ただし書きの規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市

民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人市民税に係る申告書の提出に係る新条例 3 6 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書き中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号および第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除」とする。

3 新条例 3 6 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、付則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（以下「1 号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書きに規定する給与について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項および第 3 項の規定による申告について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の草津市税条例（以下「旧条例」という。）第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書きに規定する給与について提出した旧条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項および第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 4 条 次項に定めるものを除き、付則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第 1 3 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間に、草津市税条例第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡しまたは同条第 2 項の売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項および新条例付則第 1 3 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計によるものとする。

(1) 草津市税条例第 9 4 条第 3 項の規定により換算した紙巻きたばこ（新条例付則第 1 3 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例付則第 1 3 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻きたばこの本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（令和 7 年 7 月 4 日揭示済み）

草津市立社会体育施設条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 2 4 号

草津市立社会体育施設条例等の一部を改正する条例
（草津市立社会体育施設条例の一部改正）

第 1 条 草津市立社会体育施設条例（昭和 5 6 年草津市条例第 2 6 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 1 3 条 《現行どおり》 別表第 1 《現行どおり》 別表第 2（第 8 条第 1 項、第 1 0 条第 2 項関係） （別添 1－1 のとおり）	第 1 条～第 1 3 条 《省略》 別表第 1 《省略》 別表第 2（第 8 条第 1 項、第 1 0 条第 2 項関係） （別添 1－2 のとおり）

（草津市都市公園条例の一部改正）

第 2 条 草津市都市公園条例（昭和 6 3 年草津市条例第 1 8 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 3 0 条 《現行どおり》 別表第 1 《現行どおり》 別表第 2（第 1 3 条第 2 項、第 1 5 条第 2 項関係） （別添 2－1 のとおり）	第 1 条～第 3 0 条 《省略》 別表第 1 《省略》 別表第 2（第 1 3 条第 2 項、第 1 5 条第 2 項関係） （別添 2－2 のとおり）

（草津市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 草津市都市公園条例の一部を改正する条例（令和 5 年草津市条例第 2 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（二重下線部分は改正部分）

改正後	改正前								
草津市都市公園条例（昭和 6 3 年草津市条例第 1 8 号）の一部を次の表のように改正する。 （下線部分は改正部分） <table> <tr> <th>改正後</th><th>改正前</th></tr> <tr> <td> 第 1 条～第 1 4 条 《現行どおり》 （利用料金） 第 1 5 条 第 2 条の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合は、第 1 3 条第 2 項および第 5 項の規定にかかわらず、利用者（<u>施設の利用にあつては、弾正公園、水生植物公園みずの森、草津川跡地公園（区間 2）、草津川跡地公園（区間 4）、草津川跡地公園（区間 5）</u>）および </td><td> 第 1 条～第 1 4 条 《省略》 （利用料金） 第 1 5 条 第 2 条の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合は、第 1 3 条第 2 項の規定にかかわらず、利用者（弾正公園および水生植物公園みずの森内の有料公園施設を使用する者に限る。）は、指定管理者に有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納 </td></tr> </table>	改正後	改正前	第 1 条～第 1 4 条 《現行どおり》 （利用料金） 第 1 5 条 第 2 条の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合は、第 1 3 条第 2 項および第 5 項の規定にかかわらず、利用者（<u>施設の利用にあつては、弾正公園、水生植物公園みずの森、草津川跡地公園（区間 2）、草津川跡地公園（区間 4）、草津川跡地公園（区間 5）</u>）および	第 1 条～第 1 4 条 《省略》 （利用料金） 第 1 5 条 第 2 条の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合は、第 1 3 条第 2 項の規定にかかわらず、利用者（弾正公園および水生植物公園みずの森内の有料公園施設を使用する者に限る。）は、指定管理者に有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納	草津市都市公園条例（昭和 6 3 年草津市条例第 1 8 号）の一部を次の表のように改正する。 （下線部分は改正部分） <table> <tr> <th>改正後</th><th>改正前</th></tr> <tr> <td> 第 1 条～第 1 4 条 《現行どおり》 （利用料金） 第 1 5 条 第 2 条の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合は、第 1 3 条第 2 項および第 5 項の規定にかかわらず、利用者（<u>施設の利用にあつては、弾正公園、水生植物公園みずの森および草津川跡地公園（区間 4）</u>）内の有料公園施設を使用する者に、<u>付属設備の利用にあつて</u> </td><td> 第 1 条～第 1 4 条 《省略》 （利用料金） 第 1 5 条 第 2 条の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合は、第 1 3 条第 2 項の規定にかかわらず、利用者（弾正公園および水生植物公園みずの森内の有料公園施設を使用する者に限る。）は、指定管理者に有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納 </td></tr> </table>	改正後	改正前	第 1 条～第 1 4 条 《現行どおり》 （利用料金） 第 1 5 条 第 2 条の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合は、第 1 3 条第 2 項および第 5 項の規定にかかわらず、利用者（<u>施設の利用にあつては、弾正公園、水生植物公園みずの森および草津川跡地公園（区間 4）</u>）内の有料公園施設を使用する者に、<u>付属設備の利用にあつて</u>	第 1 条～第 1 4 条 《省略》 （利用料金） 第 1 5 条 第 2 条の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合は、第 1 3 条第 2 項の規定にかかわらず、利用者（弾正公園および水生植物公園みずの森内の有料公園施設を使用する者に限る。）は、指定管理者に有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納
改正後	改正前								
第 1 条～第 1 4 条 《現行どおり》 （利用料金） 第 1 5 条 第 2 条の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合は、第 1 3 条第 2 項および第 5 項の規定にかかわらず、利用者（<u>施設の利用にあつては、弾正公園、水生植物公園みずの森、草津川跡地公園（区間 2）、草津川跡地公園（区間 4）、草津川跡地公園（区間 5）</u>）および	第 1 条～第 1 4 条 《省略》 （利用料金） 第 1 5 条 第 2 条の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合は、第 1 3 条第 2 項の規定にかかわらず、利用者（弾正公園および水生植物公園みずの森内の有料公園施設を使用する者に限る。）は、指定管理者に有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納								
改正後	改正前								
第 1 条～第 1 4 条 《現行どおり》 （利用料金） 第 1 5 条 第 2 条の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合は、第 1 3 条第 2 項および第 5 項の規定にかかわらず、利用者（<u>施設の利用にあつては、弾正公園、水生植物公園みずの森および草津川跡地公園（区間 4）</u>）内の有料公園施設を使用する者に、<u>付属設備の利用にあつて</u>	第 1 条～第 1 4 条 《省略》 （利用料金） 第 1 5 条 第 2 条の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合は、第 1 3 条第 2 項の規定にかかわらず、利用者（弾正公園および水生植物公園みずの森内の有料公園施設を使用する者に限る。）は、指定管理者に有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納								

改正後		改正前	
<u>野村公園</u>内の有料公園施設を使用する者に、<u>付属設備の利用にあつては、弾正公園、草津川跡地公園（区間２）、草津川跡地公園（区間４）、草津川跡地公園（区間５）および野村公園の付属設備を利用する者に限る。</u>）は、指定管理者に有料公園施設および付属設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2～6 ≪現行どおり≫ 第16条～第30条 ≪現行どおり≫ 別表第1～別表第2 ≪現行どおり≫	付しなければならない。 2～6 ≪省略≫ 第16条～第30条 ≪省略≫ 別表第1～別表第2 ≪省略≫	<u>は、草津川跡地公園（区間４）内の有料公園施設を使用する者に限る。</u>）は、指定管理者に有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2～6 ≪現行どおり≫ 第16条～第30条 ≪現行どおり≫ 別表第1～別表第2 ≪現行どおり≫	付しなければならない。 2～6 ≪省略≫ 第16条～第30条 ≪省略≫ 別表第1～別表第2 ≪省略≫
付 則 ≪現行どおり≫		付 則 ≪省略≫	

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の草津市立社会体育施設条例および草津市都市公園条例の規定は、この条例の施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
(準備行為)
- この条例による改正後の草津市立社会体育施設条例の草津市立総合体育館、草津市立野村運動公園、草津市立ふれあい運動場、草津市立ふれあい体育館、草津市立武道館および草津市立三ツ池運動公園ならびに草津市都市公園条例の弾正公園、草津川跡地公園（区間２）、草津川跡地公園（区間５）および野村公園内の有料公園施設の使用に係る申請およびこれに対する許可の手續その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第2 (第8条第1項、第10条第2項関係)

区分			午前	午後	夜間	備考	
			9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで (草津市立三ツ池運動公園を除く。草津市にふれあい運動場および草津市立野村運動公園グラウンドについては17時から21時まで)		
草津市立総合体育館	専用使用 アリーナ	平日	9,000円または2,300円/時間	9,000円または2,300円/時間	13,300円または3,000円/時間	《現行どおり》	
		土曜日・日曜日・祝日	13,600円または3,400円/時間	13,600円または3,400円/時間	19,900円または4,500円/時間		
		柔剣道場(道場別)	平日	《現行どおり》	《現行どおり》		1,900円または500円/時間
			土曜日・日曜日・祝日	2,000円または500円/時間	2,000円または500円/時間		2,900円または700円/時間
			《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》		
		会議室2	2,300円	2,300円	3,400円		
	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》				
	専用使用 グラウンド(1面につき)	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	
		土曜日・日曜日・祝日	2,000円または500円/時間	2,000円または500円/時間	《現行どおり》		
		《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》			
《現行どおり》		《現行どおり》	《現行どおり》				
草津市立ふれあい運動場	専用使用 グラウンド	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》			
	土曜日・日曜日・祝日	《現行どおり》	《現行どおり》	1,900円または500円/時間			
草津市立ふれあい体育館	専用使用 アリーナ	平日	2,000円または500円/時間	2,000円または500円/時間	2,800円または700円/時間	《現行どおり》	
		土曜日・日曜日・祝日	3,000円または800円/時間	3,000円または800円/時間	4,400円または1,000円/時間		
		《現行どおり》	《現行どおり》				
	《現行どおり》	《現行どおり》					
草津市立武道館	専用使用 武道場(トレーニング室を含む。)	平日	6,500円または1,700円/時間	6,500円または1,700円/時間	9,500円または2,200円/時間	《現行どおり》	
		土曜日・日曜日・祝日	9,800円または2,500円/時間	9,800円または2,500円/時間	14,200円または3,200円/時間		
		武道場(トレーニング室を含まない。)	平日	4,300円または1,100円/時間	4,300円または1,100円/時間		6,300円または1,400円/時間
			土曜日・日曜日・祝日	6,500円または1,700円/時間	6,500円または1,700円/時間		9,500円または2,200円/時間
			トレーニング室	平日	2,200円または600円/時間		2,200円または600円/時間
		土曜日・日曜日・祝日	3,300円または900円/時間	3,300円または900円/時間	4,800円または1,100円/時間		
	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》		
	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》			

備考 《現行どおり》

(2) 冷暖房使用料および電灯使用料

備者 《現行どおり》

別表第2 (第8条第1項、第10条第2項關係)

区分		午前	午後	夜間	備考
		9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで (草津市立三ツ池運動公園を除く。草津市立ふれあい運動場および草津市立野村運動公園グラウンドについては17時から21時まで)	
草津市立総合体育館	専用使用 アリーナ	平日 8,800円または2,200円/時間	8,800円または2,200円/時間	12,900円または2,900円/時間	《省略》
	土曜日・日曜日・祝日	13,200円または3,300円/時間	13,200円または3,300円/時間	19,400円または4,400円/時間	
	柔剣道場(道場別)	平日 《省略》	《省略》	1,800円または400円/時間	
	土曜日・日曜日・祝日	1,900円または500円/時間	1,900円または500円/時間	2,800円または700円/時間	
	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	
	会議室2	2,200円	2,200円	3,300円	
	《省略》	《省略》	《省略》		
草津市立野村運動場	専用使用 グラウンド(1面につき)	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
	土曜日・日曜日・祝日	1,900円または500円/時間	1,900円または500円/時間	《省略》	
	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	

公園						
草津市立ふれあい運動場	専用使用	グラウンド	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
			土曜日・日曜日・祝日	《省略》	《省略》	1,800円または500円/時間
草津市立ふれあい体育館	専用使用	アリーナ	平日	1,900円または500円/時間	1,900円または500円/時間	2,700円または600円/時間
			土曜日・日曜日・祝日	2,900円または800円/時間	2,900円または800円/時間	4,300円または1,000円/時間
			《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
草津市立武道館	専用使用	武道場（トレーニング室を含む。）	平日	6,300円または1,600円/時間	6,300円または1,600円/時間	9,200円または2,100円/時間
			土曜日・日曜日・祝日	9,500円または2,400円/時間	9,500円または2,400円/時間	13,800円または3,100円/時間
			武道場（トレーニング室を含む。）	平日	4,200円または1,100円/時間	4,200円または1,100円/時間
			土曜日・日曜日・祝日	6,300円または1,600円/時間	6,300円または1,600円/時間	9,200円または2,100円/時間
			トレーニング室	平日	2,100円または600円/時間	2,100円または600円/時間
			土曜日・日曜日・祝日	3,200円または800円/時間	3,200円または800円/時間	4,700円または1,100円/時間
			《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
			《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
			《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
草津市立三ツ池運動公園	専用使用	グラウンド（1面につき）	平日	3,600円または900円/時間	3,600円または900円/時間	《省略》
			土曜日・日曜日・祝日	5,400円または1,400円/時間	5,400円または1,400円/時間	《省略》

備考 《省略》

(2) 冷暖房使用料および電灯使用料

区分	午前 9時から13時まで	午後 13時から17時まで	夜間 17時から21時30分まで (草津市立ふれあい運動場および草津市立野村運動公園グラウンドについては17時から21時まで)
冷暖房使用料	草津市立武道場（トレーニング室を含む。）	4,400円または600円/30分	4,400円または600円/30分
	武道場（トレーニング室を含む。）	2,900円または400円/30分	2,900円または400円/30分
	トレーニング室	1,500円または200円/30分	1,500円または200円/30分
	《省略》	《省略》	《省略》
電灯使用料	《省略》	《省略》	《省略》
	草津市立野村運動公園	全点灯30分につき	300円
	《省略》	《省略》	《省略》

備考 《省略》

別添 2-1

別表第 2（第 1 3 条第 2 項、第 1 5 条第 2 項関係）

(1)～(2) 《現行どおり》

(3) テニスコート

区分	使用料
	平日
	土曜日、日曜日および祝日
午前 7 時から午前 9 時まで	300円《現行どおり》
午前 9 時から午後 5 時まで	《現行どおり》
午後 5 時から午後 9 時まで	800円
《現行どおり》	《現行どおり》
《現行どおり》	《現行どおり》

(4) 草津グリーンスタジアム

区分	使用料
	平日
	土曜日、日曜日および祝日
午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	7,200円または2,100円/時間
午後 1 時から午後 5 時まで	8,200円または2,100円/時間
《現行どおり》	《現行どおり》
《現行どおり》	《現行どおり》
《現行どおり》	《現行どおり》

(5)～(10) 《現行どおり》

(11) くさっシティアリーナ

区分	午前 9時から13時まで	午後 13時から17時まで	夜間 17時から21時30分まで	備考
専用使用	メインアリーナ	平日	9,400円または2,400円/時間	9,400円または2,400円/時間
	土曜日・日曜日・祝日	14,100円または6,000円/時間	14,100円または6,000円/時間	20,600円または4,600円/時間
	サブアリーナ	平日	3,900円または1,000円/時間	3,900円または1,000円/時間
	土曜日・日曜日・祝日	5,900円または1,500円/時間	5,900円または1,500円/時間	8,600円または2,000円/時間
	多目的室	2,200円	2,200円	3,200円
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》

備考 《現行どおり》

イ 冷暖房使用料および電灯使用料

区分	午前 9時から13時まで	午後 13時から17時まで	夜間 17時から21時30分まで
冷暖房使用料	メインアリーナ（2階観客席含む。）	61,200円または7,700円/30分	61,200円または7,700円/30分
	メインアリーナ（2階観客席除く。）	30,600円または3,900円/30分	30,600円または3,900円/30分
	メインアリーナ（2階観客席に限る。）	30,600円または3,900円/30分	30,600円または3,900円/30分
	サブアリーナ	15,300円または2,000円/30分	15,300円または2,000円/30分
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》

備考 《現行どおり》

別添2-2
別表第2（第13条第2項、第15条第2項関係）
（1）～（2） ≪省略≫
（3） テニスコート

区分	使用料	
	平日	土曜日、日曜日および祝日
午前7時から午前9時まで	250円	≪省略≫
午前9時から午後5時まで	≪省略≫	750円
午後5時から午後9時まで	750円	1,150円
≪省略≫	≪省略≫	
≪省略≫		

（4） 草津グリーンスタジアム

区分		使用料	
		平日	土曜日、日曜日および祝日
午前9時から午後0時30分まで		7,000円または2,000円/時間	10,500円または3,000円/時間
午後1時から午後5時まで		8,000円または2,000円/時間	12,000円または3,000円/時間
≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫
≪省略≫			
≪省略≫			

（5）～（10） ≪省略≫
（11） くさつシティアリーナ

ア 施設使用料

区分	使用料			備考
	午前 9時から13時 まで	午後 13時から17時 まで	夜間 17時から21時30分 まで	
専用使用 メインアリーナ	平日	9,100円 または2,300円/時間	9,100円 または2,800円/時間	≪省略≫
	土曜日・日曜日・祝日	13,700円 または3,500円/時間	13,700円 または3,500円/時間	
サブアリーナ	平日	3,800円 または1,000円/時間	3,800円 または1,000円/時間	≪省略≫
	土曜日・日曜日・祝日	5,700円 または1,500円/時間	5,700円 または1,500円/時間	
多目的室	2,100円	2,100円	3,100円	
≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	
≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	
≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫
≪省略≫	≪省略≫			

備考 ≪省略≫
イ 冷暖房使用料および電灯使用料

区分	使用料		
	午前 9時から13時 まで	午後 13時から17時 まで	夜間 17時から21時30分 まで
冷暖房使用料 メインアリーナ （2階観客席含む。）	56,000円または7,000円/30分	56,000円または7,000円/30分	68,000円または7,000円/30分
	28,000円または3,500円/30分	28,000円または3,500円/30分	31,500円または3,500円/30分
	28,000円または3,500円/30分	28,000円または3,500円/30分	31,500円または3,500円/30分
	14,400円または1,800円/30分	14,400円または1,800円/30分	16,200円または1,800円/30分
≪省略≫	≪省略≫		

備考 ≪省略≫

（令和7年7月4日揭示済み）